

認定特定非営利活動法人 制度のしくみ



特定非営利活動法人の認定に関する問い合わせ先

青森県環境生活部県民生活文化課

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9207 FAX 017-734-8046

E-mail seikatsu@pref.aomori.lg.jp

青森県ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/volunteer/volunteer-npo.html>

1 認定NPO法人とは

NPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人は認定NPO法人となります。

認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

認定NPO法人制度については、平成23年6月の法改正(平成24年4月1日施行)で認定基準の緩和等が行われました。

NPO法人を設立してから1年間が経過した後、実績判定期間(直前の2事業年度)において、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受ける必要があります。

また、設立後5年未満のNPO法人については、スタートアップ支援として、1回に限り、パブリック・サポート・テスト基準を免除した仮認定の制度が導入されます。

認定NPO法人となるための基準

- 1 パブリック・サポート・テスト(PST)基準^{*}に適合すること(仮認定NPO法人は除きます。)^{*}PST基準とは、広く市民の支援を受けているかどうかを判断するための基準です。
- 2 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- 3 運営組織及び経理が適切であること。
- 4 事業活動の内容が適正であること。
- 5 情報公開を適切に行っていること。
- 6 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- 7 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- 8 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

(注) ①～⑧の基準を満たしていても(仮認定NPO法人は①を除きます。)、欠格事由に該当するNPO法人は、認定(仮認定)を受けることはできません。

認定を受ける際に、適合すべき基準のひとつとしてPST基準がありますが、認定基準の緩和により、次の①～③のいずれかの基準に適合すればよいこととなりました。

- ①総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること
- ②3,000円以上の寄附金を100人以上から受けていること
- ③事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること

認定の有効期間は？

認定の有効期間は、認定の日から5年間(仮認定は3年間、1回限り)です。有効期間の満了後、引き続き認定を受けた法人として活動を続ける場合、有効期間の満了の日の6か月前から3か月前までの間に有効期間の更新の申請をして、有効期間の更新を受けることができます。

2 税制上の優遇措置

(1) 認定NPO法人の寄附者に対する税制上の優遇措置

個人が寄附をする場合

個人が認定(仮認定)NPO法人に寄附をすると、所得税(国税)の計算において、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、青森県では、認定(仮認定)NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税(地方税)の計算において、県民税4%、市町村民税6%(ただし、市町村の条例で定めている場合)の寄附金税額控除が適用されます。

- ①所得税額の控除額(税額控除を選択した場合) ⇒(寄附金額-2,000円)×40%
②住民税額の控除額(都道府県と市区町村双方が指定した場合)⇒(寄附金額-2,000円)×10%

⇒**国税と地方税あわせて、寄附金額の最大50%が税額から控除されます。**

税額控除を選択した場合 …………… 年収300万円の方が、1万円寄附した例

(税額控除計算例)

所得 税 (10,000円^{*1}-2,000円)×40%=3,200円^{*2}

個人住民税 (10,000円^{*3}-2,000円)×10%=800円 合計4,000円が税額から控除

(注1) 所得税については、寄附金の額の合計額(※1)は所得金額の40%、税額控除額(※2)は所得税額の25%相当額が限度です。

(注2) 個人住民税については、寄附金の額の合計額(※3)は所得金額の30%が限度です。

なお、寄附金控除(所得控除)の場合には、下記のとおり控除税額は1,200円(所得税率5%)となり、この例では、税額控除(控除税額4,000円)が有利となります。

(寄附金控除計算例)

所得 税 (10,000円-2,000円)×5%=400円

個人住民税 (10,000円-2,000円)×10%=800円 合計1,200円

法人が寄附をする場合

法人が認定(仮認定)NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額^{*1}に加え、別枠の損金算入限度額^{*2}が設けられており、その合算額の範囲内で損金算入が認められます。

※1 [資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1,000 + 所得の金額×2.5/100]×1/4

※2 [資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1,000 + 所得の金額×6.25/100]×1/2

相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

(注) 仮認定NPO法人については適用されません。

(2) 認定NPO法人自身の優遇措置

みなし寄附金制度

認定NPO法人であれば、「みなし寄附金制度」を活用できます。

認定NPO法人が、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲内で損金算入が認められます。

(注) 仮認定NPO法人については適用されません。

寄附金とは

一般的に、『支出する側に任意性があること』『直接の反対給付がないこと』の二つの要件を満たすものを「寄附金」といい、名称が賛助金や助成金といった名称であってもこの要件を満たせば寄附金になることがあります。

1 「支出する側に任意性があること」

寄附金（物品）を出す寄附者自身が、出すか出さないかを自由に決定でき、かつその金額を自由に決めることができること。

2 「直接の反対給付がないこと」

寄附者が、支出した寄附金の代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らないこと。お礼状や活動報告、無料の会報など、商業的に一般に売買されていないようなものは、反対給付にあたりません。

3 認定NPO法人等の情報公開

認定(仮認定)NPO法人は、税制上の優遇措置を受けることから、NPO法人が義務付けられている事業報告書等の備置き及び閲覧に加え、①から⑦の書類の備置き及び閲覧が義務付けられます。

また、①から⑦の書類は、所轄庁への提出が義務付けられており、所轄庁では提出された書類を閲覧又は謄写させることとなります。

- ① 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ④ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
- ⑤ 法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類
- ⑥ 助成金の支給の実績を記載した書類
- ⑦ 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行うときの金額及び使途並びにその予定日を記載した書類